第３　存続しない担保権
１　前述第１及び第２に掲げる担保権以外の担保権（以下「存続しない担保権」という。）は、更生計画認可決定時に消滅する。
２　存続しない担保権の担保権者は、当該担保権の抹消登記手続をする。
存続しない担保権に係る担保権者は、管財人が書面により要請した日から起算して２週間以内に、管財人に対し、当該担保権の抹消登記に必要な一切の書類を交付しなければならない。
第２節　登記等の費用
本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は、原則として更生会社が負担する。ただし、担保売却等費用については、第３章第２節第１款第２、２の定めが優先する。
第６章　弁済資金の調達方法等
第１節　弁済資金の調達
更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済は、下記①及び②の合計から下記③を控除した金額を原資とする。
記
①　スポンサーによる貸付及び出資に基づき得る金銭17億5000万円に、スポンサー契約に基づき一定の調整をした金額
②　弁済原資組入資産の売却等処分代金
ただし、法律家管財人は、弁済原資組入資産のうち、売却等処分が困難なもの（更生計画認可決定確定日から起算して１か月以内に売却等処分できる見込みが乏しい場合や、売却等処分代金の金額が低廉な場合には、売却等処分が困難なものとみなす。）について、売却等処分をしないことを決定することができ、売却等処分をしないことの決定がされたものは、弁済原資から除かれる。
③　スポンサー契約に基づき前述①及び②の金員から支出することが定められている共益債権と、更生会社の更生手続の遂行に必要と見込まれる一切の費用に係る共益債権
ただし、法律家管財人は、前述の共益債権に金額確定やその支払が困難なものがある場合、裁判所の許可を得て、かかる共益債権の弁済用資金として一定の金額を更生会社に留保することができる。その場合、第２回弁済原資金額の算出のうえでは、留保金額相当額が、弁済原資から除かれる。
第２節　予想超過収益金の使途
本更生計画遂行中に、収益予想額を上回る収益金が生じた場合には、運転資金及び事業上必要な設備投資に充てる。
第７章　共益債権等の弁済
第１節　更生手続開始決定日（平成23年１月25日）から平成23年４月30日までに支払った共益債権の額は、別表６「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおり、約212,111千円である。
第２節　平成23年４月30日現在の未払共益債権は、別表６「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおり、約379,067千円である。
第３節　前述第２節の未払共益債権及び平成23年５月以後更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、保有する現預金、スポンサーからの出資金又は借入金をもって支払う。
第８章　更生会社の措置
第１節　株主の権利の変更
第１　更生会社による株式の取得
更生会社は、後述第２節の定めに基づいて発行される募集株式について出資の履行がされた日に、当該募集株式を除く更生会社の発行済株式の全て（51万7200株。ただし、更生会社が既に保有している自己株式を除く。）を無償で取得する。
第２　発行済株式の消却
更生会社は、前述第１に基づく株式の取得と同時に、当該株式を含む自己株式の全てを消却する。
第３　資本金の額の減少
１　資本金の額の減少
更生会社は、資本金の額を以下のとおり減少する。
減少する資本金の額　　１億円
２　効力発生日
資本金の額の減少は、後述第２節の定めに基づいて発行される募集株式について出資の履行がされた日にその効力を生ずる。
第２節　募集株式を引き受ける者の募集
第１　募集株式を引き受ける者の募集
更生会社は、以下のとおり、募集株式を引き受ける者を募集し、これを株式会社スタディーに割り当て、同者をして、募集株式の全てを引き受けさせる。
１　発行する募集株式（普通株式）の数
200株
２　募集株式の払込金額
募集株式１株あたり金５万円
３　払込期間
更生計画認可決定確定日から起算して１か月以内の日であって法律家管財人が定める日までとする。ただし、法律家管財人は、合理的な理由がある場合には、裁判所の許可を得て当該払込期間を延長することができる。
４　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金　　1000万円
増加する資本準備金　　０円
第２　募集株式の割当て
前述第１の募集株式の全てを、株式会社スタディー（本店所在場所　東京都豊島区南池袋一丁目10番13号）に割り当て、引き受けさせる。
第３節　配当の制限
更生手続中は、株主に対する配当を行わない。
第４節　定款の変更
更生会社の定款を別表15「定款」記載のとおり変更する。ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の定款をさらに変更することができる。
第５節　役員の選任等
第１　役員の退任
更生会社の取締役及び監査役は、更生計画認可決定時に全て退任する。
第２　取締役の選任等
１　取締役の選任
新しい取締役は、管財人が裁判所の許可を得て選任する。
２　取締役の任期
前述１の取締役の任期は、更生計画認可決定日から起算して２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
３　取締役の変更、補充又は増員
前述２の任期内に取締役の変更、補充又は増員の必要が生じた場合、裁判所の許可を得て管財人が選任する。
変更又は補充により選任された取締役の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一期間とする。
４　取締役の報酬
取締役の報酬は、裁判所の許可を得て、管財人が決定する。
第９章　少額債権等の弁済
更生会社が、会社更生法第47条第５項の規定により裁判所の許可を得て弁済した少額の債権は存しない。
第10章　争いの落着しない権利に関する措置
更生会社における争いの落着しない権利については、更生手続終結までは管財人又は管財人の指定する代理人弁護士において和解又は訴訟を遂行し、和解又は調停の受諾を必要とするに至ったときは、裁判所の許可を得て行うこととし、更生手続終結後は更生会社において適正妥当な解決を図ることとする。
第11章　その他の必要的記載事項
会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に規定する事項は存在しない。
別表１ないし16省略
東京地方裁判所民事第８部